

# 団体総合生活保険のご案内

本保険商品は、ゴルフの練習、競技中等のケガや法律上の損害賠償責任等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。)

お客様のご意向に合致している場合は、本チラシ・パンフレット・加入依頼書等の内容をご確認ください。

ケガへの備え  
**傷害補償**

ゴルフ用品への備え  
**携行品**

他人への賠償責任への備え  
**個人賠償責任**

ホールインワン・  
アルバトロス費用



©2024東京海上日動火災保険株式会社

## 団体総合生活保険 (ゴルファー向けプラン) の特徴

**20%の団体割引が適用されます！  
充実したサービスにより安心をお届けします！**

以下のサービスは無料でご利用いただけます。  
サービスの詳細はパンフレットをご参照ください。

自動セット

メディカル  
アシスト

介護  
アシスト

デイリー  
サポート

保険期間	2024年9月1日午後4時から2025年9月1日午後4時まで1年間
募集締切日	2024年7月12日(金) ※保険期間の途中でもご加入いただけます。
保険料払込方法	ご指定の口座より2024年11月末日に引き落とします(一時払)。
お問い合わせや ご加入希望の方は	裏面記載のお問い合わせ先へ、お電話もしくは、お問い合わせフォームに必要事項をご記入いただき、滋賀県医師協同組合へご連絡(FAX)ください。

この保険は、全国医師休診共済会を契約者とし、所属会員およびご家族を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、全国医師休診共済会が有します。

# 保険金額・保険料表

保険期間：1年間  
団体割引：20%  
※ご加入口数は1口のみです。

下表のタイプ以外の条件ではご加入  
いただけませんのでご了承ください。

型		本人型			
タイプ名		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	300万円	300万円	500万円	1,000万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	4,500円	4,500円	7,500円	15,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	3,000円	3,000円	5,000円	10,000円
個人賠償責任保険金額		国内：1億円 国外：1億円			
携行品保険金額 (免責金額(自己負担額):0円)		20万円	20万円	30万円	50万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額		30万円	50万円	100万円	100万円
保険料(一時払)		4,830円	6,590円	11,840円	13,150円

※傷害補償には「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」が、個人賠償責任には「ゴルフ賠償責任補償特約」が、携行品には「ゴルフ用品補償特約」がセットされた、ゴルフ中等限定・ゴルフ用品限定のプランとなります。

\*1 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の1.0倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

## お問い合わせ、お申し込みは

〈取扱代理店〉(お問い合わせ・ご相談先)

### 滋賀県医師協同組合

〒520-3031  
滋賀県栗東市糺1丁目10-7 医協ビル1F

引受保険会社  
東京海上日動火災保険株式会社  
(担当支社)滋賀支店 兼業ビジネスチーム  
〒520-0044  
滋賀県大津市京町2-5-10大津神港ビル6F  
TEL077-522-9071 FAX077-522-9467

▶まずお電話で077-516-8660 ▶FAXでのお問い合わせは077-553-6770

◆下記に必要事項をご記入のうえ、お申込み、お問い合わせにご利用ください◆

### 団体総合生活保険(ゴルファー向けプラン)お問い合わせ・ご加入希望書

をお付けください

加入したい

詳しい説明を聞きたい

詳しい資料が欲しい

ご氏名	生年月日	年 月 日 満( )歳	E-Mail
ご住所	〒 市区 郡		
医療機関名	ご担当者		
連絡先お電話	( )	連絡先FAX	( )

滋賀県医師協同組合は組合員の方々からご提供いただいた上記、お問い合わせフォーム記載の個人情報を引受保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)より委託を受けて行う損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用は保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他、必要と認められる範囲に限定いたします。

※このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合があります。)にあたっては、必ず募集パンフレット等に記載の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。